

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程 等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
1	国民年金	国民年金保険料 免除申請書(30 歳以上)	月末が休日の場 合の申請免除等 の受付日につい て	国民年金法第90条、 第90条の2、第90条 の3 国民年金法施行規 則平成16年改正附 則第19条 平成21年12月28日 厚生労働省告示第 529号	厚生労働省告示第529号により、国民年金法第90条第1項等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する期間は、申請のあった日の属する月によって変わることとされております。 しかしながら、平成22年7月28日付情報提供【国年情2010-55】において、「月末が休日である場合には、行政機関の休日に関する法律第2条の趣旨を踏まえ、休日の翌日に提出された申請書は、当該休日に受け付けたものとして取り扱って差し支えないこと」及び、「郵送受付の場合は、休日の翌日に到着しているもの限り、当該休日に受け付けたものとして取り扱うということではなく、休日の関係で到着が遅れたと判断されるものは、期限内に提出があったものとして取り扱って差し支えないこと」が、情報提供されております。 【国年情2010-55】では、平成21年度分国民年金保険料免除・納付猶予申請書に係る提出期限についての記載に留まっていますが、今後は申請免除、若年者納付猶予及び学生納付特例について、申請のあった日の属する月の月末が休日である場合は、同様の取扱いを行うべきかご教示願います。	免除等申請書の申請期限については、厚生労働省告示第529号により定められているところであるが、平成22年度に係る学生納付特例の申請期限である平成23年4月末日及び免除等の申請期限である平成23年7月末日が休日であるため、「行政機関の休日に関する法律第2条」の趣旨を踏まえ、平成23年5月2日及び平成23年8月1日に受け付けた申請書は、申請期限までに申請があったものとして取り扱って差し支えない。
2	国民年金	国民年金被保険 者住所変更報告 書(転出)	国民年金被保険 者の住所を成年 後見人の住所で 登録することに ついて	民法第858条、第859 条	疑義照会回答に「成年被後見人にかかる国民年金保険料の納付手続き及び支払いについては、成年後見人が行う職務であるものと思慮することができるため、別送扱いをすることができる」とあるが、別送扱いをすることで勸奨状が送付されない等の不利益が生じるため、被保険者の住所を保佐人の住所で登録することが可能かどうかご教示願います。	成年後見人は民法第858条において、財産に関するすべての法律行為について代理権が与えられていますが、保佐人及び補助人(以下「保佐人等」という)に与えられる代理権については、民法第876条の4及び民法第876条の9により、申立て範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」に限られています。 また、国民年金保険料納付書の発送については、被保険者あてに発送するほか、成年後見人に対しても発送することが可能ですが、保佐人等に対して発送する場合には、家庭裁判所の審判書又は法務局の登記事項証明書の原本などにより特定の法律行為の確認をしていただき、国民年金保険料等の支払いに関する法律行為について代理権が与えられている場合は、保佐人等に対しても納付書を送付することができます。 今回の事例については、登記事項証明書に「定期的な支出を要する費用(賃料、公共料金、ローン返済金等)の支払及びこれに関する諸手続き」についての記載があるため、保佐人等あてに納付書の送付が可能であるが、納付書の送付方法については別送扱いのほか、申立てにより国民年金ファイルの住所を保佐人等の住所に変更して直接保佐人等あてに送付する方法が考えられます。 しかし、国民年金ファイルに登録されている住所については、納付書の送付以外にも使用するものであるため、特定の法律行為にて定められた範囲が国民年金法に関する諸手続事項(資格関係、年金請求、年金受給に関することなど)について定められていることを確認のうえ、住所変更を行ってください。 なお、住所変更手続きについては、年金事務所等において登記事項証明書又は審判書等の原本を確認のうえ、写しを住所変更届に添付して提出していただき、登録する住所の最後に「後見人(他に「保佐人」「補助人」等)〇〇〇〇様方」と入力してください。

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程 等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
3	国民年金	国民年金保険料 学生納付特例不 該当届について 申請書	学生納付特例不 該当届について	国民年金法施行規 則第77条の9	<p>学生納付特例不該当届の「学生でなくなった日」については、疑義照会の回答により、退学の場合は、退学した日までは学生であったものであることから、退学した日の翌日が該当するとされています。</p> <p>また、退学の場合においては、退学した日までは学生であることから、退学した日が属する月までは学生である期間または学生であった期間として、学生納付特例が承認されることになるとされています。</p> <p>学生納付特例不該当届が退学により提出された場合、業務マニュアルによると、学生でなくなった日の翌月分から保険料の納付義務が発生することとされているため、疑義照会の回答のとおり学生でなくなったときを退学した日の翌日と解釈すると、退学の日が月末の場合、翌々月から保険料が発生することになると思われます。</p> <p>しかし、過去の疑義照会回答によると、退学した日が属する月までが学生である期間または学生であった期間として、学生納付特例が承認されるため、退学した日の属する月の翌月から保険料が発生するため、解釈の仕方によって一ヶ月の差が生じてしまいます。</p> <p>そのため、月末退学の場合の学生納付特例不該当届の取扱についてどのように取り扱えばよいかご教示願います。</p>	<p>国民年金法第90条の3には、学生納付特例期間について「学生等である期間又は学生等であった期間に限る。」と規定されていることから、学生等である期間又は学生等であった期間までが学生納付特例期間であると判断できる。</p> <p>したがって、学生納付特例を承認されている学生等から退学等により学生納付特例不該当の届出があった場合は、学生であった月の翌月分から国民年金保険料の納付義務が発生することとなる。</p>
4	国民年金	国民年金保険料 免除申請書(30 歳以上)	法定免除該当者 が多段階免除の 申請をした場合 の承認期間につ いて	国民年金法第5条第 5項 国民年金法第89条 国民年金法施行規 則第76条	<p>疑義照会回答において、現在、国民年金法第89条の法定免除に該当している被保険者についても、国民年金法施行規則第76条により、国民年金法第90条の2第1項・第2項・第3項(以下「多段階免除」という。)について申請可能であるとされていますが、当該多段階免除の申請が承認されたとき、その承認期間の始期はいつからとなるかご教示願います。</p> <p>また、多段階免除が承認された期間について、未納のまま時効を迎えた期間は、そのまま未納期間となるのか、それとも国民年金法第5条第5項から第7項の規定により、未納の期間については多段階免除期間には該当しないとして法定免除期間に戻すのかどうか。</p> <p>法定免除に戻す場合、いつの時点で、どのように戻すのか、多段階免除承認期間中に法定免除消滅している場合も考えられるため戻す際には再度法定免除期間を確認する必要があると思うが、それはいつ、どのように行うのか、についての事務取扱の方法もあわせてご教示願います。</p>	<p>法定免除に該当している被保険者から多段階の免除申請書が提出された場合の取扱いについては、国民年金法施行規則第76条に「ただし、法第90条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定による申請をしたとき～この限りでない。」と規定されており、多段階免除の申請が承認されることによって法定免除期間に該当しなくなるとの解釈である。</p> <p>また、国民年金法第89条には、法定免除に該当しなくなった日の属する月までが法定免除期間となることから、その翌日より多段階免除承認期間となる。</p> <p>国民年金法第89条各号に該当している被保険者が多段階免除に承認された場合であっても、同条各号に該当している期間においては、法定免除に該当している状態は継続していることから、承認されている多段階免除期間において、納付すべき保険料を納付しないまま、同法第102条第4項により徴収権が消滅した場合は、法定免除期間として納付記録の訂正を行う必要があるが、この場合、国民年金法施行規則第75条により当該被保険者から届書等を徴取する必要はない。</p> <p>ただし、法定免除期間として納付記録を訂正する契機は、現行オンラインシステムでは対応できないため、該当者について別管理を行う等により対応することとなる。</p> <p>なお、納付記録を訂正した場合には、被保険者に対して納付記録を変更した旨の通知を行うこと等により周知する必要がある。</p>

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程 等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
5	国民年金	国民年金保険料 免除申請書(30 歳以上)	失業等を理由と する国民年金保 険料免除・納付 猶予申請に係る 添付書類につい て	国民年金法第90条、 第90条の2、国民年 金法施行規則第77 条の7 平成18年10月13日 付庁保険発第 1013001号	失業等を理由とする国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る添付書類について回答をお願いします。 A. 事業主以外の者 ①雇用保険の被保険者であった者 雇用保険受給資格者証の写し等公共職業安定所が発行した書類 ②雇用保険の適用除外となる国、都道府県、市町村等に雇用される者 当該雇用先の国等が証明した書類。 ③①②以外の者 離職の事実を確認できる事業主の証明書及び個人住民税に関する書類 (1)離職により特別徴収から普通徴収に切り替わった場合 そのことがわかる納税通知書の写しまたは領収書の写し (2)特別徴収であったが、残額を離職時に一括徴収した場合 その旨が記載された事業主の証明書またはそのことが確認できる給与明細書等の写し (3)もともと普通徴収であった場合 離職以前の納税通知書の写しまたは領収書の写し (離職時に普通徴収対象者であったことを確認するため) (4)住民税が非課税の場合 市区町村で発行される非課税証明書 A③(3)(4)について、現在は上記の添付書類を求めています。そのような添付書類が必要である根拠はなく、通知(平成18年10月13日付庁保険発第1013001号)の内容でも、(2)と同じ取扱い(その旨が記載された事業主の証明書等があれば、納税通知書等の写し、非課税証明書の写しなどは不要)でよいのではないかと考えます。 B. 法人事業所の事業主 ①(1)総合支援資金貸付制度申請時の添付書類の写し及び決定通知書の写し (2)事業の休止または廃止の事実を確認できる公的機関の証明書 (事業主によって作成された各種届書に公的機関の受付印があるものまたは発行したことを証する記載があるものは可) ②①で事業の休止または廃止の事実が確認できない者 A③と同じ ※法人事業所の事業主として、事業主個人の離職の事実を証明する証明書でも可。 清算人が事業主本人以外(破産管財人である弁護士など)であればその清算人が離職の事実を証明した証明書と住民税関係書類をもって特例認定としていました。しかし、疑義照会回答によると法人事業所の事業主として事業主個人の離職の事実を証明する証明書で特例認定としても問題ないと読み取れることから、②の添付書類まで求める必要はないと考えます。	失業等を理由とする免除等の申請に係る添付書類については、平成18年10月13日付庁保険発第1013001号に記載されており、公共職業安定所等公的機関が発行する書類等によって失業等の事実が確認できない場合において、納税通知書等が添付された事業主の証明書等により失業等の事実確認ができることを規定されています。 今回、照会されている申請者が「もともと普通徴収であった場合」と「住民税が非課税の場合」については、納税通知書又は非課税証明書によりその事実を証明できない場合であっても、事業主の証明書により失業等の事実確認ができるのであれば、納税通知書等の写しを添付する必要はありません。 また、法人事業所の事業主本人が作成した失業等の事実を証明する証明書についても失業等の事実確認ができるのであれば、当該証明書により失業等の事実があったものとして判断することは可能である。

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程 等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
6	国民年金	国民年金保険料 免除申請書(30 歳以上)	住所変更による 世帯構成変更が あった際の国民 年金保険料免除 ・納付猶予申請 に係る事務取扱 いについて	国民年金法第90条、 第90条の2 厚生労働省告示第 529号	住所変更による世帯構成変更があった際の国民年金保険料免除・納付猶予に係る事務取扱について、「婚姻・離婚等により、免除申請前に世帯変更があった場合、変更前の世帯状況を市町村役場から証明してもらい、世帯変更前後それぞれの対象者で所得審査を行う。市町村役場から世帯構成変更前の証明が得られない場合、申請者から世帯構成変更前の申立書、対象者の所得証明書の提出を求め、それに基づき審査を行う。」との疑義照会回答がありました。婚姻だけでなく、転入、転居前の世帯状況の証明を得ることは、当県では不可能な市町村役場がほとんどであり、申立書等による対応になると思われ。また、免除申請時点で承認可能期間内に住所変更があった場合、婚姻・離婚の場合に限らず、実家から独り暮らしとなった者など、全てにおいて世帯構成の変更が疑われますが、過去の疑義照会では婚姻・離婚に伴う世帯構成の変更(配偶者の有無)の場合しか言及されていません。婚姻・離婚を伴わない住所変更による世帯構成の変更(世帯主の変更)の場合も、上記と同じ取扱いを行う必要があるのでしょうか。	婚姻・離婚以外の世帯構成の変更(転居、世帯分離等)が確認された場合は実態に基づき、変更の前で個別に審査・処分を行うことが必要と考えられる。厚生労働省告示に定められた期間内において世帯構成の変更があった場合は、申請書の備考欄に記入する様式となっており、記入のあった場合は、その事実を確認したうえで審査を行う必要があるが、変更前の配偶者及び世帯主の所得状況を市町村で証明できない場合は、申請者に対し確認できる書類を提出していただき審査を行うこととなり、審査すべき免除申請の範囲については、告示上に明記された期間内のうち当該変更の前で個別に処分を行うことになる。また、市町村証明等により世帯変更が判明したにも拘らず、世帯状況等の確認ができなかった場合は、被保険者に書類の返戻等を行ったうえで、世帯変更の申立及び所得状況を明らかにする書類を提出していただき審査することになる。なお、申請者等による世帯状況等が変更した旨の申立については、免除申請書の備考欄を活用していただく他、申立書等を使用されても問題ないと思料されます。
7	厚生年金保険 適用	被保険者報酬月 額変更(基準日 届(月額変更)	船員保険被保険 者報酬月額変更 (基準日)届(月 額変更)につい て	船員保険法第18条 船員保険法施行規 則第7条	船舶所有者から「船員保険被保険者報酬月額変更(基準日)届(月額変更)」の提出があり、変更事由を確認したところ、「平成22年12月、漁船に乗り組む被保険者が職務上のケガを負ったことにより、平成23年1月以降の報酬を基本給のみ支給することとした。そのため『船員保険被保険者報酬月額変更(基準日)届(月額変更)』を提出した。」とのことであった。船員保険被保険者報酬月額変更(基準日)届(月額変更)提出時の要件としては、①固定的賃金に変動があったとき、または歩合給の算出の基礎となる要素に変更があったとき②標準報酬月額表において1等級以上の変動があったときとなっている。今回の案件について、①の要件について、要素の変更があったものと判断すべきか不明と判断するべきかご教示願います。なお、当該船舶所有者から提出されている協定書には、職務上のケガによる休業中の報酬について、記載されていないことを申し添えます。	報酬が歩合によって定められる被保険者の標準報酬月額の改定については、報酬の算出の基礎となる要素であって厚生労働省令で定めるものに変更があったことにより、当該被保険者に支払われるべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなった場合に行われることとされており、厚生労働省令で定める要素については船員保険法施行規則第7条に規定されている。ご照会の事例の職務上のケガを負ったことにより下船することに伴い報酬の額が下がったことは厚生労働省令で定める要素に該当しないため、月額変更することはできない。
8	厚生年金保険 適用	被保険者資格取 得届	報酬の範囲につ いて(ガソリン 代)	健康保険法第3条第 5項、昭和32年2月21 日付保文発第1515 号	事業所から、自家用車で検査に赴く際のガソリン代を、現在は実費支給しているが、通勤手当をなくし、代替としてガソリン代1Kmあたりの定額を定め、通勤・出張分を合わせて支給する方法に変更をする予定である。出張に係るキロ数は従業員から報告を求め、自宅から直行する場合もあり、この場合は自宅から出張先までの距離を報告する。私用で使ったガソリン代については支払わない取扱いとなっている。通勤手当分と出張旅費分は個別に計算することは可能だが、給料明細には支給合計のガソリン代のみ計上される。この場合のガソリン代は報酬としてどのように取り扱うべきか。	(この質問は、すでに回答済みの「明確に区分がない場合は、報酬として取扱うことが妥当」という前提があつての質問である。)ガソリン代については、目的に区分ない場合や明確に区分されていない場合は、通常の生計に充てられているものとして、「報酬」として取扱っているところであるが、給料明細にガソリン代のみ計上されていても、通勤手当分と出張旅費分が、明確に区分できるのであれば、ガソリン代のうち出張旅費分を差し引いた金額を報酬に含める扱いで差し支えない。

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
9	厚生年金保険適用	被扶養者(異動)届認定	夫婦共同扶養の場合の被扶養者の認定について	「夫婦共同扶養の場合の健康保険被扶養者認定に係る取扱いの見直し」(平成15年5月19日付総務省行政評価局長から社会保険庁長官へのあつせん) 「政府管掌健康保険における夫婦共同扶養の場合の被扶養者の認定に係る取扱いについて」(平成16年6月17日庁保発第0617001号社会保険庁運営部医療保険課長通知)	当初は夫の両親2人と子3人が夫の被扶養者であったが、子3人を夫の扶養から妻の扶養へ異動することとして異動届が提出された。夫婦、夫の両親、子3人は同居。この場合、夫婦間で両親と子3人を分けて扶養することとなりますが、認定は可能か。	夫 婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定に当たっては、夫婦いずれの被扶養者にするかについて、年間収入の多少を認定に当たっての判断材料として、家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行うことと通知(以下「夫婦共同扶養取扱い通知」という。)されています。(昭和60年6月13日保発第66号・庁保発第22号、平成16年6月17日庁保発第0617001号) また、家計とは、一家の生計を維持するために行われる家政経済の経営及びその秩序であると定義され、家庭経済の単位であり、日常の消費生活単位であるとされています。 本事例については、同居する被扶養者を夫婦が共同で扶養しているならば、夫婦として一つの家計を維持していることとなり、一つの家計の単位で家族の生計を主として維持する者を決定すべきであることから、夫婦共同扶養取扱い通知により、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則夫婦いずれか一方を家族の生計を主として維持する者として取り扱うこととなります。 したがって、それぞれの被扶養者が夫婦いずれか一方の収入で生活を営み、明らかにその生計の基礎をいずれか一方に置いていると認められる場合を除き、夫妻双方に分けて被扶養者を認定することはできません。
10	厚生年金保険適用	養育期間標準報酬月額特例申出書	養育期間標準報酬月額特例申出書の添付書類について	厚生年金保険法第26条、厚生年金保険法施行規則第10条の2	外国籍の被保険者の養育期間標準報酬月額特例申出書(以下「養育特例」と略す。)の添付書類につきご教示願います。 厚生年金保険法施行規則第10条第2項「口当該子を養育することとなった日を証する書類」について外国籍の被保険者の場合、添付書類として登録原票記載事項証明書の添付が挙げられます。登録原票記載事項証明書の備考(特記事項)に記載されている居住履歴、居住年月日等で養育していることを確認しています。 市区町村は子が出生してから60日以内に外国人登録をするよう指示しており、外国人登録をした日以降の市区町村長の証明しか発行できないとしています。そのため、市区町村長の証明で同居の確認をした場合、子の出生日から同居の確認ができないケースが多く見受けられます。このような事例においては、子が生まれてから養育をしていたとしても外国人登録が誕生日を跨いで行われた場合、基準月が1月ずれてしまい被保険者が不利益を被る場合や養育開始年月日の逆選択が行われる可能性が考えられます。	厚生年金保険法第26条による3歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例(養育特例)に関しては「当該子を養育することとなった日(厚生労働省令で定める事実が生じた日にあつては、その日)の属する月から」該当するが、外国人登録原票の登録日は当該子を養育することとなった日とはいえないため、この日の属する月から、養育特例を適用することはできない。 しかし、外国人登録法による登録は60日以内に行うことになっているが、法に規定される期限内に登録を行いつつながら、登録をした日からの証明しか得られないという理由で、養育特例の適用を受けられないことになるのは不合理である。したがって60日以内に外国人登録がなされ、さらに外国人登録がされた時点で当該子を養育しているならば、出生の日から継続して養育していると考えることが妥当である。ただし子の出生時に、その子の出生地として登録されている市区町村とは別の地に居住している場合はこのように考えることはできないため、居住履歴、居住年月日の記載のある証明書による確認が必要となる。 したがって、子の誕生日における居住地と子の出生地が一致するならば、出生から60日以内の証明を出生時の証明とみなし、当該子の出生した日の属する月から養育特例を認めることが妥当である。

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程 等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
11	厚生年金保険 適用	資格取得・資格 喪失等確認請求 書	資格取得・喪失 等確認請求書に ついて	平成23年2月7日付 厚年指2011-38(諸 規程によらない定め)	資格取得・喪失確認請求書を請求する際、被扶養者からの請求時は委任欄の記入が不要となったが、被保険者から委任が受けられない(被保険者死亡、離婚等)被扶養者が請求する場合、被扶養者が複数いる場合の請求は、被扶養者ひとりひとりがそれぞれ請求書を提出するようになるのか。また、被扶養者が、小学生や乳幼児の場合、請求書を記入するのは難しいと思われるが、親等が請求してもよいのか。	資格取得・喪失等確認請求書については原則として被保険者が請求するものである。ただし、ご照会の事例のように被保険者から委任欄の記入を受けることが困難な場合で被扶養者が請求する場合には、戸籍謄本等により身分関係や死亡・離婚の事実を確認の上、当該通知を発行することとなるが、被扶養者が請求したときには、個人情報保護の観点から請求者自身についてのみ回答できることとなるので、原則として一人ひとり請求することとなり、その身分関係については戸籍謄本等により確認することとなる。 ただし、被扶養者が小学生や乳幼児などで、請求書を記載することが困難と認められる場合には、戸籍謄本等により身分関係を確認のうえ、親等が請求することも可能とする。 なお、当該申請書について夫が被保険者、妻が被扶養者のケースで妻が夫から委任を受けずに申請した場合、妻は自身についての証明のみ受けることができ、夫に関する証明に関しては受けることができないのでご留意願いたい。

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程 等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
12	厚生年金保険 適用	被保険者標準報 酬月額変更届	6ヶ月分定期代 が支払われた 際、各月の報酬 に円未満の端数 が生じる場合の 取扱いについて	昭和37年6月28日保 発第71号	1月から6ヶ月分定期代(42,340円)の支給が開始された場合、定期代を6で割った金額を1月以降の各月の報酬に割り振ることとなるが、各月7056.66円となり、円未満の端数が生じる。1月を起算とした月額変更を手続きする場合及び算定基礎届において、端数をどのように取り扱えばよいか。	①まとめて支給された手当等を月数で除し各月の報酬に算入する場合(以下②、③の場合を除く)端数そのものは存在するが、届出自体に円未満の記載を求めめるのは、現実的でないため切り捨てと取り扱って差し支えない。 ②①のときに端数の出ると等が複数ある場合 端数そのものは、存在していることから、それぞれの手当ごとに端数処理するのではなく、端数を付けたまま各月の報酬に合算し、報酬月額を確定する段階で端数処理をするのが妥当である。 ③定時決定、随時改定において、三月間に受けた報酬の総額自体を使用する必要がある場合(まとめて支給された総額自体を使用する必要がある場合) そもそもまとめて支給された手当等を各月に分割する必要性は、報酬決定の際に、便宜上各月に算入しているだけであり、運用上①のように切り捨てで取り扱うことにより、「受けた報酬の総額」がかわることは、適当ではありません。(等級が変動する場合あり) ある一定期間に受けた報酬の総額を、ある一定期間全体で使用する場合においては、総額がかわらないように調整いただき、またその場合は原則支給月に算入することとします。 ・①の例(1月に6ヶ月分の交通費42,340円が支給された) 総支給額÷月数=各月の報酬 42,340円÷6ヶ月=7056.66…円 4月月額変更時の扱い1月7,056円 2月7,056円 3月7,056円 7月算定基礎時の扱い4月7,056円 5月7,056円 6月7,056円 ・②の例(1月に6ヶ月分の交通費42,340円が支給された)(賞与年4回以上合計500,000円が支給された) 総支給額÷月数=各月の報酬42,340円÷6ヶ月=7056.66…円 円総支給額÷月数=各月の報酬500,000円÷12ヶ月=41,666.66…円 7月算定基礎時の扱い基本給交通費賞与 4月200,000+7,056.66…+41,666.66…=248,723.33…⇒ 248,723円 5月200,000+7,056.66…+41,666.66…=248,723.33…⇒ 248,723円 6月200,000+7,056.66…+41,666.66…=248,723.33…⇒ 248,723円 ・③の例(4月に3ヶ月分の交通費10,000円支給された) 総支給額÷月数=各月の報酬 10,000円÷3ヶ月=3,333.33…円 7月算定基礎時の扱い4月3,333.33⇒3,3345月3,333.33⇒3,3336月3,333.33⇒3,333合計9,999円10,000円 ※「三月間に受けた報酬の総額」を前提とするので、金額が変更されないように調整する。

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
13	厚生年金保険適用	被保険者資格取得届	短時間就労者の適用について	昭和55年6月6日付内かん	今後正社員と同じ仕事内容のパートタイマーを雇う予定です。正社員の就業は年間271日出勤、(1ヶ月平均22.5日)1日7.5時間勤務で隔週土曜日出勤のため1週間の勤務時間は平均39時間になります。パートタイマーの1日の勤務時間は正社員と同じ7.5時間ですが、出勤日数は月により変動し4分の3を前後する日数になる見込みです。年間での月平均出勤日数で正社員と比べることは可能でしょうか。また、4分の3を超える月が年間何月以上で適用になり、出勤日数のおおむね4分の3に該当する日数の幅の目安がありましたらお教え願います。	1日の就業時間が正社員と同じこと、また4分の3を前後する日数になると見込まれていることから、おおむね4分の3に該当し、被保険者として適用と判断します。
14	厚生年金保険適用	被扶養者(異動)届認定	合併に伴う扶養異動届添付書類について	-	適用事業所の吸収合併に伴い、従業員を存続事業所に移管するための取得届、及び扶養異動届の提出を予定しています。その際、移管先事業所より、「扶養実態の変更が無い場合、扶養異動届の添付書類を省略したい」との要請がありました。 本件では、通常通り添付書類をすべて求めるべきか、または一部に関しては省略が可能かどうかご教示願います。	合併に伴って資格取得届、被扶養者異動届の提出を要する場合であり、改めて被扶養者の認定を行うことから、原則どおり添付書類を求める取扱いとする。
15	厚生年金保険適用	被扶養者(異動)届認定	被扶養者の認定について	健康保険法第3条第7項	外国籍(アフガニスタン国籍)の被保険者で、同国籍の妻が被扶養配偶者として既に認定されているが、母国(アフガニスタン)で多妻制を採用しており、新たに入国した別の妻についても被扶養配偶者として認定できるかご教示ください。また、認定が可能な場合、オンラインの登録上支障がないかどうか併せてご教示ください。 なお、どちらの妻も日本国内で被保険者と同居しており、外国人登録原票記載事項証明書の続柄は両名とも「妻」と記載されております。	健康保険法における被扶養者の取扱いについても、国民年金第3号被保険者の取扱いと同様、民法を前提としていると考えるのが妥当であり、一夫多妻制が認められている場合の配偶者に関しては、最も先行する1名を被扶養者とするを原則とする。ただし、被保険者と当該被扶養配偶者との関係が形骸化している場合は、それに続く配偶者を被扶養者とする事となる。
16	厚生年金保険適用	被保険者資格取得届	季節的業務に使用される者にかかる適用除外について	厚生年金保険法第12条	管内にあるスキー場を経営する事業所より照会がありましたのでご教示願います。 同スキー場において11月中旬から翌年3月10日までの雇用契約期間を定めて4ヶ月以内で雇用される適用除外の従業員が、3月11日以降も雪の状態により引き続き雇用された場合、被保険者となるのか。また被保険者となる場合の取得日はいつになるのか。 スキー場は11月から3月までの5ヶ月間営業しているが、従業員については健康保険厚生年金の適用とならないように、雇入れ時に4ヶ月以内の期間を定めて契約しており、営業期間からして4ヶ月以上となる事が十分考えられるのだが、あえて延長して雇用することにより、適用とならないようにしている。 このように、雇用契約は4ヶ月以内であるが、事業自体は4ヶ月を超えることが明らかであるこのような場合でも、雇入れ時の契約期間が4ヶ月以内であれば適用除外として取り扱ってよろしいか。	季節的業務とは季節によりなす業務とされ、季節的業務に使用される者は一般的には被保険者の範囲から除外されますが、その者が当初から4ヶ月を超える予定で使用されるような場合には、その当初から被保険者となります。しかし、たまたま4ヶ月を超えて引き続き使用されることとなっても、季節的業務に使用されている限りは被保険者から除外されます。 したがって、季節的業務に使用される者の被保険者としての適用については、季節的業務自体の期間が4ヶ月を超えていることを被保険者の適用について左右する要件とするのではなく、あくまでも使用期間が当初から4ヶ月を超える予定なのか否かにより判断することとなります。 本事例については、単に季節的業務という取扱いのもとに被保険者としての適用を免れようとして契約期間を短期に設定しているのであれば、過去の雇用・事業実態等の事実確認により、当初から4ヶ月を超えて使用されることが明確になった場合には、使用されることとなった当初から被保険者として扱われることとなります。また、労働契約法においては、有期労働契約により労働者を使用する目的に応じて適切に契約期間を設定するよう、使用者は配慮しなければならないことを規定し、使用者が有期労働契約により労働者を使用する目的に照らして必要以上に短い契約期間を設定し、その契約を反復して更新しないよう使用者は配慮しなければならないことを明らかにしています。

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程 等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
17	厚生年金保険 適用	被保険者報酬月 額変更届	時間給制の被保 険者の変形労働 時間制における 勤務体系の変更 について	健康保険法第43条、 厚生年金保険法第 23条	<p>雇用契約締結時より、1年間の変形労働時間制をもって1年間の月別の勤務日数、及び1日あたりの稼働時間が定められている時給制の被保険者について。</p> <p>①当初の予定通り、ある月に1日あたりの稼働時間が8時間から7時間に変動があることをもって、随時改定の起算月となるかご教示願います。</p> <p>②随時改定の起算月に該当する場合、「労働時間の変更により直結して賃金の固定的部分に影響を与える為、固定的賃金の変動として取り扱う」とすると、各月において固定されている出勤日数が、前月の出勤日数と変動する場合も、直結して賃金の固定的部分に影響を与える為、随時改定の起算月となりえるかご教示願います。</p> <p>また、変動が夏季、冬季と大別されておらず、1～2ヵ月毎に1日あたりの稼働時間の変動が発生した場合も、その各月が随時改定の起算月となるかご教示願います。</p>	<p>「1年単位の変形労働時間制」とは、業務に繁閑のある事業場において、繁忙期に長い労働時間を設定し、かつ、閑散期に短い労働時間を設定することにより効率的に労働時間を配分して、年間の総労働時間の短縮を図ることを目的にしたもので、労使協定を締結し、就業規則の整備を行い、所轄労働基準監督署長に届け出ることにより、1箇月を超え1年以内の一定期間を平均し1週間の労働時間を40時間以下の範囲にした場合、特定の日や週について1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。(労働基準法第32条の4)</p> <p>本事例における労働時間の変更は、「1年単位の変形労働時間制」を採用するために、労働日及び労働日ごとの労働時間等を労使協定において締結し、各日の始業・終業の時刻等を就業規則に定めたことによるもので、あくまでも労働時間の設定であることから、変形労働時間の期間につき一つの固定した賃金体系と考えるべきであり、標準報酬月額随時改定に際しての固定的賃金の変動に当たりません。</p>

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程 等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
18	厚生年金保険 適用	被保険者資格取 得届	報酬の範囲につ いて	厚生年金保険法第3 条第1項第3号、健康 保険法第3条第5項、 昭和23年7月12日保 発第1号通知	通常、「大入袋」は「臨時に受けるもの」として報酬に含まない取扱いとしてお りますが、以下の事例についても報酬に含まないとしてよろしいでしょうか。 【事例】 支払項目大入袋 支払金額1万円 給与支払にかかる社内規定なし 賞金台帳記載あり	日本年金機構のHPでも報酬としない例として「大入袋」の記 載がありますが、これは大入袋のもつ本来の性質「①発生が不 定期であること、②中身が高額でなく、縁起物なので極めて恩 恵的要素が強いこと」からすると生計にあてられる実質的收入 とは言い難く、報酬及び賞与としないとしています。 厚生年金保険法第3条第1項第3号及び健康保険法第3条第5 項で「報酬」とは、「賞金、給料、俸給、手当、賞与その他いかな る名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受ける すべてのものをいう。ただし臨時に受けるもの及び三月を超え る期間ごとに受けるものはこの限りではない」と規定され、「賞 与」についても厚生年金保険法第3条第1項第4号及び健康保険 法第3条第6項で「賞金、給料、俸給、手当、賞与その他いかな る名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるす べてのものうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。」 と規定されています。 厚生年金保険法第3条1項第3号及び健康保険法第3条第5項 における「臨時に受けるもの」とは、昭和23年7月12日保発第1 号通知において、「被保険者が常態として受ける報酬以外のも ので狭義に解するものとする」とされており、通常の生計に 充てられる収入の性質が報酬であり、臨時的なものは報酬とは なりません。 また、「労働の対償」とは、昭和32年2月21日保文発第1515号 からすると被保険者が事業所で労務に服し、その対価として事 業主より受ける報酬や利益などをいい、①過去の労働と将来の 労働とを含めた労働の対価②事業所に在籍することにより事業 主(事業所)より受ける実質的收入と考えられます。 ただし、昭和18年1月27日保発第303号により事業主が恩恵的 に支給する見舞金は通常の報酬ではないとされ、結婚祝金や 慶弔費なども「報酬」や「賞与」とはなりません。 ご照会の事例においては、大入袋の支給原因、条件等が不 明なため、臨時的であるかの判断ができず、報酬かどうかの一 律な判断はできません。 仮に臨時的であれば、金額の大小に関係なく、報酬としない 取扱いが妥当となります。 臨時的かどうかの判断は、支給事由の発生、原因が不確定な ものであり、極めて狭義に解するものとしてとされています ので、例年支給されていないか、支払われる時期が決まってい ないかで判断してください。 次に、臨時的でないとするれば、報酬又は賞与となるのか判断 することになりますが、前述したように事業主が恩恵的に支給 するものは報酬又は賞与から除かれます。 恩恵的かどうかの判断は、社会通念上での判断となります が、ご照会の事例は(大入袋に関しては)、賞金台帳に記載が あること、金額が1万円であること、これに加え、支給事由が業 績達成や営業成績に連動しているものであれば、本来の大入 袋のもつ性質とは異にし、恩恵的ではないと判断するのが妥当 となります。

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
19	厚生年金保険適用	被保険者資格取得届	現物給与(住宅)について	-	既に事業主から社宅を提供されている従業員Aが、同事業所で働く従業員Bと結婚し社宅に同居する場合(退職はしない)、現物給与の報酬は今までどおり従業員Aに算入するのか、それともAとBに1/2ずつ算入するのか照会いたします。	健康保険法第46条及び厚生年金保険法第25条において、「報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって厚生労働大臣が定める。」とされており、平成21年3月31日厚生労働省告示第231号によって住宅で支払われる報酬等に関しては一人一月当たりの住宅の利益の額を定めている。したがって、事業所から住宅の提供を受けている者の報酬に当該告示により示された標準価額を上乗せする取扱いとなる。 ご照会の件に関しては、二人で利用する住宅であってもその住宅が元々「A」に対して提供されており、今後も引き続き「A」に対して提供されているものであると考えられることから、Aの報酬に標準価額を上乗せすればよく、Bについては標準価額を上乗せする必要はない。
20	厚生年金保険適用	育児休業等取得者申出書(新規・延期)	厚生年金保険高年齢任意加入期間中の育児休業とその保険料免除について	厚生年金保険法附則第4の3~5(高年齢任意関係)、厚生年金保険法第81条の2(育児休業中の保険料の特例)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)等	厚生年金保険の高年齢任意加入期間中に、その当該加入者が育児休業を取得した場合、厚生年金保険法第81条の2により、その厚生年金保険料は免除されるか。	育児休業による保険料免除については、厚生年金保険法第81条の2において「育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が・・・申出をしたときは・・・当該被保険者に係る保険料・・・の徴収を行わない。」と規定されている。一方で高年齢任意加入被保険者については、同法附則第4条の3において「・・・受給権を有しないものは・・・被保険者となることができる。」と規定されており、同法第9条に規定されている被保険者とは、前述の法第81条の2においては区分されていないため、高年齢任意加入被保険者も70歳未満の被保険者と同様に厚生年金保険法上の被保険者であり、育児休業による保険料免除の対象となる。
21	厚生年金保険適用	被保険者資格取得届	「定年・再雇用」に対する取扱いについて	「嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについての一部改正(通知)」	就業規則上、「定年」を「従業員の定年は満60歳とし、誕生日の属する月の賃金締切日をもって退職とする」(賃金締切日は毎月20日)と定める事業所から、従業員の定年・再雇用による同日付の取得・喪失届が提出されました。 今回提出された従業員の生年月日は、昭和26年2月25日生まれの方なので、就業規則どおり平成23年2月21日付の得喪が提出されました。 ここで問題となるのが、この得喪日が、当該被保険者の60歳到達前になっており、通知で定義されている『特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者』ではないことです。この場合は、通知に基づく同日得喪ではなく、随時改定として取り扱わざるをえないと考えます。同一事業所に勤務する同一誕生日の方の取扱について60歳到達日が給与締日の前後で異なることとなります。 しかしながら、同一事業所内において年金支給開始月が同じ者でありながら、「得喪」で処理する者と「月変」で処理する者が混在するのは、不公平であるため、退職日において60歳に到達していない場合であっても同一受発月となることから定年・再雇用による同日付の得喪として取り扱えないか。	この被保険者については通知による取扱いの対象者にはなりません。

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程 等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
22	厚生年金保険 適用	被保険者資格取 得届	嘱託として再雇 用された者の取 扱いについて	平成22年6月10日付 保発0610第1号、 年年発0610第1号、 年管発0610第1号 『嘱託として再雇用 された者の被保険者 資格の取扱いについ て(通知)』の一部改 正について』	下記の事例について、再雇用の取扱いが可能かどうかお尋ねします。 ○事業所に勤務している被保険者について、現在のポストが管理職員となっ ているが、組織改編により本年3月末をもって管理職のポストが廃止となる。当 人については、3月末で退職扱いとなり、4月以降嘱託職員として引続き勤務し てもらう予定であり、4月1日付で1年間の雇用契約書を締結することとなっている。 給与については、月給から日給に変更となり、諸手当も無く、標準報酬も5 等級以上上がる。なお、本人は昭和26年4月2日生で雇用契約日に60歳にな り、特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。この場合、退職再雇用に 該当するのか、月額変更届となるのか。	嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて は、平成22年6月10日付保発0610第1号・年年発0610第1号・ 年管発0610第1号により、「高齢者の継続雇用をさらに支援して いくため」として定年制の定めのない事業所においても同様に、 特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者が退職 後、継続して再雇用された場合について、使用関係が一旦中断 したものとみなし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険 者資格取得届を提出させる扱いとして差し支えないこととされて おり、ご照会の事案については、退職日においては特別支給の 老齢厚生年金の受給権者ではないものの、翌日の再雇用日に おいて受給権者となり、同時に資格取得するものであるので、 当該取扱いの対象者となる。
23	厚生年金保険 適用	育児休業等終了 時報酬月額変更 届	組管管掌健康保 険の被保険者か らの育児終了時 月変の申出につ いて	厚生年金保険法第 23条の2、厚生年金 保険法施行規則第 10条 健康保険法第43条 の2、健康保険法施 行規則第26条の2	組管管掌健康保険の事業所より以下の照会がありました。 「第一子の育児終了後に職場復帰した従業員に、育児終了時月変について説 明したところ、『第二子の出産予定があり、出産手当金は従前報酬で受給した いので、育児終了時月変は健康保険組合には出さず、年金事務所にのみ出 たい』との申出があった。従業員の申出に基づき、育児終了時月変を年金事 務所にだけ届け出ることにはできるか。」 以上のような事情を知った上で、年金事務所は育児終了時月変を受理して よろしいでしょうか。上記の関係条文によると、協会管掌健康保険の被保険者 の場合は厚年の申出に健保の申出を併記することになっていますが、組管管 掌健康保険の被保険者の場合はそういった規定はないことから、厚年の申出 のみでも可能と解せられます。しかし、被保険者の事情により厚年と健保で標 準報酬月額が異なるというのは問題があるようにも思われます。どのように取 り扱うべきか、事業所への回答内容も含めご教示願います。	厚生年金保険法第23条の2及び健康保険法第43条の2に規 定される育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定は、 育児休業等の終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合 に、実際の報酬の低下に応じた保険料負担とし、育児をして いる被保険者の経済的負担の軽減を図るための制度とされてい ます。 当該制度の適用を受ける場合は、育児休業等を終了したとき に、被保険者が事業主を経由して保険者等に申出をした場合 において、標準報酬月額の改定が行われ、あくまで被保険者の 当該制度の趣旨に基づく意思に任されています。 本事例については、当該被保険者が産前産後の保護として生 活保障を行うために支給される出産手当金の受給を見込んで、 健康保険法による申出を行わず厚生年金保険法のみでの申出を 行うことは、厚生年金保険法及び健康保険法上、同一の趣旨と される当該制度の適用を受ける意思が定まっておらず、本来の 制度趣旨から逸脱するものであることから、厚生年金保険法に 限定した申出を認めることはできません。

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程 等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
24	厚生年金保険 適用	被保険者報酬月 額変更届	非固定的賃金の 新設・廃止によ る随時改定の判 断基準について	厚生年金保険法第 23条、健康保険法第 43条 昭和36年1月26日付 保発第4号通知	<p>疑義照会回答において、新たな非固定的賃金の新設・廃止された場合は、賃金体系の変更として随時改定の変動要因となると示されておりますが、この場合における変動要因の実績の確保とは、非固定的賃金の新設・廃止という発生要因のみを意味するものですか、又は、支給額が発生・消滅することまでも意味するものですか。</p> <p>たとえば、非固定的賃金の新設された月に非固定的賃金を支払う条件を達成しなかったために、非固定的賃金の初回の支払が0円である場合は、随時改定の変動要因にならないと判断してよろしいですか。また、仮に、変動要因にならないとする場合は、実績の確保された月、すなわち、非固定的賃金の新設月以後に当該非固定的賃金が初めて支払われた月を起算月とするものですか。</p> <p>また、非固定的賃金が廃止された場合についても、同様に、廃止される月の前月分の支払いがない場合は随時改定の変動要因にならないと判断してよろしいですか。</p>	<p>標準報酬の随時改定については、昇給又は降給によって健康保険法第43条第1項又は厚生年金保険法第23条第1項の規定により算定した額(以下「算定月額」という。)による等級と現在の等級との間に2等級以上の差を生じた場合に行うこととされ、昇給又は降給とは、固定的賃金の増額又は減額をい、ベースアップ又はベースダウン及び賃金体系の変更による場合並びにこれらの遡及適用によって差額支給を受ける場合を含み、休職による休職給を受けた場合を含まないものとされています。また、算定月額の算定にあたっては、昇給月又は降給月以後継続した3か月間に受けた報酬をその計算の基礎とすることとされています。(昭和36年1月26日付保発第4号通知)</p> <p>つまり、随時改定を行う必要があると認めて実施するか否かについては、昇給月又は降給月以後継続した3か月間に受けた報酬を計算の基礎とした算定月額に2等級以上の変動があり、かつ、その変動が昇給又は降給によって生じたものであるときに行われることとなります。</p> <p>したがって、新たに非固定的賃金の新設又は廃止(以下「新設等」という。)されたことによる賃金体系の変更を随時改定の契機とする場合は、その非固定的賃金の支払の有無にかかわらず新設等を反映した初回の賃金体系の支払月を昇給月又は降給月と設定し、昇給月又は降給月以後継続した3か月間に受けた報酬のいずれかの月において、新設等に基因する報酬の支給実績が生じていれば、随時改定の変動要因として取り扱うこととなります。</p>
25	厚生年金保険 適用	新規適用届	獣医師の個人事 業所にかかる新 規適用について	厚生年金保険法第6 条 健康保険法第3条第 3項及び第31条	<p>適用事業所のうち法人でない事業所については、「常時5人以上の従業員を使用するもの」とされています。</p> <p>今回、個人経営である獣医師の事業所(犬猫病院)の事業主より、常時5人以上の従業員を使用しているものであるが、当該事業は強制適用事業所に該当するか、との照会がありました。</p> <p>当該事業は「医療業・保健衛生」又は「その他のサービス業」に分類されるものと考えますが、強制適用とすべきかを確認するため照会するものです。</p>	<p>厚生年金保険法及び健康保険法の適用事業所は、厚生年金保険法第6条第1項及び健康保険法第3条第3項によりその事業が定められているが、「健康保険法の解釈と運用」等によれば、獣医師の事業所は、厚生年金保険法、健康保険法の強制適用の判断をするにあたっては、各法に規定されているカ(疾病の治療、助産その他医療の事業)に含まれると解されているため、強制適用事業所として取り扱うことになる。</p>
26	厚生年金保険 適用	被保険者資格取 得届	カフェテリアプラ ンの取扱いにつ いて	健康保険法第3条5 項 厚生年金保険法第3 条	<p>従業員が、住宅補助・医療費補助などの福利厚生の手当を一定のポイントの範囲で、設定されたメニューから自由に選べる制度(カフェテリアプラン)を事業所が採用している場合の、報酬の取扱いについて教示願います。</p>	<p>カフェテリアプランのメニューは、多種多様ですが、給与規定等に基づいて使用者が経常的(定期的)に被用者に支払うもの、また恩恵的に支給するものであっても、労働協約等に基づいて支給されるもので、経常的(定期的)に支払われる場合は報酬等に該当することから、当該カフェテリアプランが労働者に対して、就業規則や労働協約等によりあらかじめ定められたプラン及びポイントに基づき給付が行われたものであれば、その給付は報酬に含まれるものとなります。</p> <p>なお、サービスを受けた場合における報酬への算入は、一般的にポイントを金額に換算して費用を算出することとなりますが、ポイントを金額に換算できなければ、具体的な事例により、その時々において一般に取り上げられている実際の価格(市場価格等)を用いることとなります。</p>

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程 等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
27	厚生年金保険 徴収	滞納処分等に係 る事務処理	公示書の注意書 きのうち、国税徴 収法第187条(罰 則)の適用につ いて	国税徴収法第187条	滞納整理関係書類の様式のうち、公示書(第021号様式)について、注意書きに「この公示書をき損した者は刑法第96条により処罰され、また差押物件を隠べし損壊した者は国税徴収法第187条により処罰されることがあります。」との記載がありますが、平成21年2月17日付事務連絡「国税徴収の例により徴収(処分を含む。)する場合の取り扱いについて」にもありますとおり、社会保険料徴収については準用できないものと解します。 したがって、その部分は削除の上、使用すべきものではないでしょうか。	動産等の差押財産を滞納者又は第三者に保管させる場合に、差押財産である旨を表示するために使用する公示書(第021号様式)においては、「(注)この公示書をき損した者は刑法第96条により処罰され、また差押物件を隠べし損壊した者は国税徴収法第187条により処罰されることがあります。」との注意書きがあります。「(注)この公示書をき損した者は刑法第96条により処罰されることがあります。」と訂正して使用するようお願いいたします。 しかし、「国税徴収法並びに改正健康保険法等の施行に伴う取扱いについて」(昭和35年2月19日保発第17号)においては、当分の間、国税徴収法第187条の規定は準用されない、としています。「健康保険法の解釈と運用」(法研)P1242参照)ので、公示書(第021号様式)の注意書きは、「(注)この公示書をき損した者は刑法第96条により処罰されることがあります。」と訂正して使用するようお願いいたします。
28	厚生年金保険 徴収	その他	個人から法人 (又は別個人)へ 事業承継した際 の処理手順につ いて	国税通則法第5条～ 第9条の2	個人から法人(又は別個人)へ事業承継した際の取扱いについては、社会保険庁時代の疑義回答において、「事業の継続性、承継等が行われたことが確認できる場合は、適用事業所を全喪及び新適する必要はない。添付書類については、個人から法人となった場合、法人登記事項証明(旧法人(商業)登記簿謄本)を求めることとし、個人事業所の場合は住民票の写しを求めるものとする。なお、債権債務の引継書については、民法、商法、有限会社法、国税通則法等の規定に基づき取り扱うこと」との回答が示されております。しかし、個人事業所が社会保険料等を滞納しているような場合、私法上の債務と異なり、社会保険料等の債務は相続、合併等の特別な場合を除き一般には承継されないため、前記取扱いを行うと、個人の納付義務と法人(又は別個人)の納付義務が混在し、その後の徴収業務に支障をきたします。仮に、滞納がないとしても、法人(又は別個人)へ事業を承継後に、個人事業所であった期間まで遡及して資格取得届が提出されたような場合、本来であれば、個人、法人(又は別個人)分と別個の納付義務を課すべきところ、一括して法人(又は別個人)に対して納付義務を課すことになり、不適切な結果となります。よって、名称変更ではなく、全喪・新適とすべきではないでしょうか。	個人経営形態から法人組織に切り替えられ、事業所の同一性が実体的に存続すると認められる場合は、被保険者の資格得喪手続きは必要でないと考えられます。 ただし、滞納事業所の場合は、債務の移管は認められるものではないので、事業所を全喪・新規適用とすることが適当と考えます。 なお、個人から法人へ事業を承継する場合で、法人に納付義務を課す場合、会社譲渡に関する約定・約款等で財産の譲渡があった場合に、その財産を限度として第二次納付義務を適用するか、連帯納付に関する記述があった場合に連帯納付義務者として納付義務を課す方法があります。
29	厚生年金保険 徴収	滞納処分等に係 る事務処理	「介護職員処遇 改善交付金」及 び「処遇改善事 業助成金」の差 押について	国税徴収法第75条 ～第78条	差押が禁止されている財産については、国税徴収法第75条～第78条に規定されているほか、各種の法律により支給されるものはその各法において規定されているところです。 つきましては、介護職員の処遇改善に取り組む事業所を助成する「介護職員処遇改善交付金」及び福祉・介護人材の「処遇改善事業助成金」は、国税徴収法、介護保険法等において規定する差押禁止財産には当たらず差押ができるものと解釈してよいか。 また、差押ができる場合は、差押調書における債務者はどこになるのか教示願います。	介護職員処遇改善交付金事業及び福祉・介護人材の処遇改善事業は、賃金改善に充当するために交付金(助成金)を支給し、職員の処遇改善を図ることを目的としているものです。 この「介護職員処遇改善交付金」及び「福祉・介護人材の処遇改善事業助成金」について、厚生労働省に確認したところ、差押禁止財産に当たらないが、全額社会保険料に充当されるのは制度の趣旨にそぐわないとの回答がありましたので、差し控えるようお願いいたします。

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程 等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
30	厚生年金保険 徴収	記録問題関係	個人事業所の納 付特例公表につ いて(事業主死 亡の場合)	厚生年金保険の保 険給付及び保険料の 納付の特例等に関す る法律第2条、第3条	<p>事業主死亡のため納付勧奨すべき対象者が存在しないが、家族(配偶者・子)の連絡先は把握できているため、家族に対して納付勧奨を行うべきでしょうか。</p> <p>また、家族に納付勧奨を行わない場合は、「所在が不明等により勧奨できない場合」として6ヵ月後に公表を行うべきか、ご教示をお願いします。</p> <p>具体的な対象個人事業所は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の納付が履行されてない ・事業主死亡後、事業を廃止している ・家族(配偶者・子)の連絡先は把握できている 	<p>【納付勧奨について】 厚生特例法第2条第2項において、「厚生労働大臣は、対象事業主に対して、前項の特例納付保険料(以下「特例納付保険料」という。)の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。」とあります。</p> <p>この「やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合」とは、個人事業主が廃業して当該個人の行方が不明な場合等を想定しているものであり、年金事務所での調査の結果、個人事業主の行方が不明(死亡の場合を含む。)等のやむを得ない事情がある場合は、納付勧奨を行う必要はありません。なお、単に資力が無い場合は「やむを得ない事情」には含まれませんので、納付の勧奨を行ってください。</p> <p>また、個人事業主の場合、法人事業所と異なり商業登記簿謄本等の客観的な資料の入手が困難であることから、個人事業主(故人)の家族等が事業や債権債務を引き継いでいることを確認できないケースが想定されますが、特例納付保険料の取扱いは、当該保険料が納付申出を行う前は任意納付の性格を有しているという点を除き、基本的に厚生年金保険法の考え方と異なるものではありません。従って、事業等を承継した可能性が疑われる親族等の所在を把握できる場合は、これらの者に対して承継の有無の確認及び特例法の趣旨説明並びに公表に関する周知の意味合いを込めて連絡した上で、納付の勧奨を行うことは差し支えありません。</p> <p>【公表について】 納付の勧奨ができない場合においても、公表は行う必要があります。</p> <p>その理由としては、公表を行う目的が特例納付保険料の納付を促進させる趣旨だけでなく、後に国庫負担が行われるため、対象の事案について厚生労働大臣及び日本年金機構が講ずる措置の結果を納税者たる国民に対してお知らせする側面も有しており、特例法上公表に係る義務が課せられているためです。</p> <p>また、厚生特例法第2条第9項において、「国は、毎年度、…次条の規定による公表を行ったときにおいて、…、当該特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担する。」とあり、公表を行った上で国庫負担を行うこととされています。</p>

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程 等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
31	厚生年金保険 徴収	記録問題関係	厚生年金納付特 例法による納付 勧奨について	厚生年金保険の保 険給付及び保険料の 納付の特例等に関す る法律第2条	A年金事務所にて受付されたあっせん事業の対象事業所が、現在はB年金事務所に移管(現存)されていますが、記録訂正の対象となる期間当時の管轄はC年金事務所です。 マニュアルに基づくと、あっせん事業を受付したA年金事務所では記録訂正を行い、新所在地を管轄するB年金事務所での納付勧奨状の作成以降の処理を行う取扱いとなります。 一方、喪失被保険者ファイル等の管轄外入力制限が解除された際、平成21年10月2日社会保険庁年金保険課から各事務局あてに送付されたメールで厚年特例法対象事業に関する管轄変更時の取扱いが示されていますが、その中で「従前どおり、事業所管轄の事務所において記録訂正を行う」とされています。これに基づくと、記録訂正対象期間の管轄事務所であるC年金事務所が記録訂正を行い、また「従前どおり」の取扱いであれば、記録訂正事務所において納付勧奨を行うこととなります。 マニュアルの内容とメールで示された内容が異なっていることから、本部へ照会いたします。	厚年特例法における納付勧奨については、従前どおり、「記録訂正事務所」が行ってください。 その理由としては、一定の年金事務所にて作業が集中する可能性があること、また、管轄外入力制限の解除は「当分の間」とされており、恒久化されたものではなく、仮に再度規制することとなった際は、当時の管轄年金事務所で行えば入力できなくなること等によるものです。 なお、何らかの事情により受付事務所で管轄外の記録訂正を行った場合は、引き継ぎ漏れ等の事務処理誤りを防ぐため、当該受付年金事務所が記録訂正事務所として納付勧奨を行い、遅滞なく納付申出書等を調査決定及び納入の告知を行う年金事務所に移管してください。
32	厚生年金保険 徴収	記録問題関係	海外在住の納付 勧奨対象者への 対応について	厚生年金保険の保 険給付及び保険料の 納付の特例等に関す る法律第2条	調査の過程で、納付勧奨対象者が海外にすることが判明した場合、納付勧奨は、海外在住者についても、国内在住者と同様の方法で行うべきか。また、本人より納付の申し出がなされた場合の事後の取扱いをご教示いただきたい(調査決定及び納入告知をどこの事務所がどのように行うかなど)。	特例納付保険料に係る納付勧奨については、厚年特例法第2条第2項及び第4項において、所在が不明等のやむを得ない場合を除き、勧奨することとされていますので、元役員等の所在が確認できた場合は、それが海外であっても勧奨を行ってください。なお、納付勧奨は「記録訂正を行った年金事務所」が行ってください。 次に、当該役員等から納付の申出があった場合は、原則として「記録訂正を行った年金事務所」が引き続き調査決定及び納入の告知等を行ってください。 その理由としては、厚年特例法施行令等において、管轄は当該役員の日本における最後の住所地又は当該事業所が所在していた場所とする旨が定められているところですが、「当該役員が日本における最後の住所地」の年金事務所での納入の告知等を行うとすると、記録訂正事務所から事業所の移管を行うなど業務が煩雑になるほか、移管漏れ等の可能性も起こり得る上、「当該事業所が所在していた場所」は「記録訂正を行った年金事務所」と一致することから、年金事務所内の事務処理の引き継ぎや徴収担当部署での内容の把握等が円滑に進むと考えられるためです。 また、納入告知後における当該役員の特例納付保険料の納付方法については、当該役員ごとに個別の事情が存在すると想定されることから、納付可能な方法(例えば、一時帰国時に納付する。日本国内における協力者による納付など)をご検討の上、別途協議していただくようお願いいたします。
33	厚生年金保険 徴収	滞納処分等に係 る事務処理	保有個人情報の 内部利用につい て	日本年金機構法第 38条第5項第2号	厚生年金保険料等の滞納処分の執行に際しては、滞納事業所の事業主の所在把握が重要になる。滞納事業所の事業主の所在については、実地調査、商業登記簿及び住民票により調査を行っているが、これらの調査では所在を把握できない場合が多く、滞納処分の執行に支障をきたしている。 滞納事業所の事業主の所在を把握するために事業主の基礎年金番号の情報を利用して事業主の住所及び勤務先等を確認することは、個人情報保護の内部利用の制限に抵触するか。	年金事務所の職員が滞納事業所の事業主の所在を把握するため、事業主の基礎年金番号の情報を利用して住所、勤務地を確認することについては、日本年金機構法第38条第5項において、政府管掌年金事業の運営に関する事務等の遂行に必要な限度で年金個人情報を利用し、又は相互に提供する場合であって、当該年金個人情報を利用し、又は提供することについて相当な理由のあるときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供することができることとされており、可能と考えます。 ただし、「相当な理由のあるとき」に限られますので、各種調査によっても事業主の所在が判明しない場合に利用してください。

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
34	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢基礎)	振替加算対象者の該当の可否について	国民年金法附則(昭和60年)第14条、国民年金法附則(平成16年)第21条	老齢の受給権がなかった妻が夫の死亡により遺族年金の手続きを行ったが、同時に国民年金3号特例を届出し、老齢の受給権が発生した。夫には妻が65歳になるまで配偶者加給金が支給されていた。妻の老齢受給権発生時に夫は死亡しているが、妻は振替加算の対象になるのかご教示願いたい。なお、経過は次の通り。 ・平成10年6月8日妻加給年金額対象者として付番、以降妻が65歳となる平成12年1月分まで夫に配偶者加給金支給。 ・平成22年11月30日に夫死亡。 ・平成23年1月11日妻が遺族年金手続。同時に3号特例を届出し、妻の老齢受給権が発生。	65歳以後に受給権が発生した場合の振替加算については、昭和60年改正法附則第18条第2項において、その権利を取得した当時附則第14条第1項各号のいずれかに該当するその者の配偶者によって生計を維持していたときは加算されると規定されていることから、受給権発生時に配偶者が死亡している場合には振替加算は加算されません。
35	年金給付	障害給付年金請求書(障害厚生)	障害手当金と労災保険の障害補償年金との調整について	厚生年金保険法第56条、第56条第3項	障害手当金と労災保険の障害補償給付との調整についてお尋ねします。初診日、傷病名が同一で、障害手当金の「治癒」の日(受給権発生日)より労災保険の「治癒」の日(障害補償年金の受給権発生日)が何らかの事情で後になった場合、障害手当金との調整は不要となるのでしょうか。	労働災害補償保険法(以下労災法)との支給調整は、業務外の事由による年金受給者との均衡を図り、国の二重の費用負担を避けるために設けられています。 また、厚生年金保険法第56条第3項中「(略)労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付…を受ける権利を有する者」とは、現に労災法の規定による保険給付を受けている者に止まらず、労災法の障害補償給付の受給要件を満たしながら請求手続きを行っていない者も含まれます。 当事例の場合、同一疾病について「治癒」の日が異なることは通常あり得ないことから再度「治癒」の日の確認を要することになります。 ※厚生年金保険法第56条の「障害の程度を定める日」とは、障害厚生年金の場合と多少異なっており、被保険者であった間に疾病にかかり又は負傷した者が、その傷病について始めて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して5年を経過するまでの間に、その傷病治った場合において、その治った日となります。
36	年金給付	障害給付年金請求書(障害厚生)	障害厚生年金の年金額改定について	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成6年政令第348号)第10条	受給権発生日以降障害厚生年金の3級を受給しており、平成6年5月から平成22年7月分までの年金額は、「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成6年政令第348号)」第10条の規定により従前額保障を受けていた受給権者が、平成22年7月に障害厚生年金の額改定請求を行ったところ認められ、平成22年8月分より年金額が2級に改定された。しかしながら、平成22年8月以降の障害厚生年金の年金額が、従前額保障を受けなくなったため平成22年7月以前と比較して減額となっている。第10条の規定は3級から2級に額改定されると適用されなくなるのか。	当事例の場合、障害等級の変更による基本年金額の改定のため従前補償はされません。

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
37	年金給付	未支給(年金・保険給付)請求書	未支給請求者の範囲について	国民年金法第19条、厚生年金保険法第37条、民法第727条、民法第887条	<p>国民年金法第19条及び厚生年金保険法第37条では、年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金を請求することができる。とされています。</p> <p>そこで、次の場合に未支給請求者となり得るかご教示いただきたい。 平成22年10月18日死亡した年金受給権者に、養子縁組した子の実子(いわゆる孫)がいて、年金受給権者が死亡当時、その者と一緒に住んでおり、生計同一であった。</p> <p>しかし、上記受給権者とその子の養子縁組した日が平成21年1月13日であり、養子縁組した子の実子(いわゆる孫)の生年月日は、昭和30年2月13日であり、養子縁組する前に生まれている子である。</p> <p>民法第727条【縁組による親族関係の発生】によると、養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるのと同一の親族関係を生ずる。とあり、また民法第809条【嫡出子の身分の取得】において、養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する。また、ただし、養子縁組前において、養子に子供がいた場合、養子の子と養親とは親族関係は生じない。とされている為、養子縁組前に生まれている子については、親族関係は生じないとされている為、国民年金法第19条及び厚生年金保険法第37条に規定されている孫にあたるかあたらないかにつきまして、ご教示願います。</p>	<p>養子縁組による親族関係の発生等については、民法第727条及び第809条に規定されていますが、判例において、「普通養子に縁組前の子があるときは、その子は養親との間に血族間におけると同一の親族関係を生じない。すなわち縁組前の養子の直系卑属は、養親との間に血族関係を生じない」としています(大判昭和7・5・11民集11・1062)。</p> <p>よって、国民年金法第19条第1項及び厚生年金保険法第37条第1項に規定する孫には該当しません。</p>
38	年金給付	未支給(年金・保険給付)請求書	数次縁組(転縁組)に係る未支給(年金・保険)について	厚生年金保険法第37条、国民年金法第19条、国民年金法施行規則第25条	<p>厚生年金保険法第37条、国民年金法第19条において、未支給(年金・保険)の対象となる遺族の範囲は規定されていますが、養子縁組が解消されない状態のまま、養子が更に他の養子となった場合(数次縁組(転縁組)、その前に養子縁組していた養父母が死亡したときは、養子は未支給(年金・保険)の対象となる遺族となり請求できるのかご教示願います。</p>	<p>転縁組が普通養子縁組であるときは、その成立後も、従前の養子縁組について、離縁しない限り養親と養子の関係に変動はなく、未支給を受けることができる遺族の範囲に該当します。</p>
39	年金給付	標準報酬改定請求書(合意分割)	標準報酬改定請求書(離婚時の年金分割の請求書)にかかる生存を証明することができる書類について	厚生年金保険法施行規則第78条の11第2項第4号	<p>標準報酬改定請求書(離婚時の年金分割の請求書)の添付書類については、厚生年金保険法施行規則第78条の11第2項第4号に「標準報酬改定請求のあつた日前一月以内に作成された当事者の生存を証明することができる書類」を添付することとなっていますが、この「当事者の生存を証明することができる書類」の範囲については、住民基本台帳照会回答票は含まないと解釈してよろしいか、またその根拠についてご教示願います。</p>	<p>厚生年金保険法施行規則第78条の11第2項第4号に規定する「書類」については、請求者が、請求書を提出するときに添えるものです。</p> <p>住民基本台帳法第30条の7第3項の規定による本人確認情報については、請求者が、請求書を提出するときに添えるものではなく、厚生労働大臣が総務省令で定める事務を処理するときに都道府県知事より提供を受けるものです。</p> <p>よって、住民基本台帳照会回答票は、厚生年金保険法施行規則第78条の11第2項第4号に規定する「標準報酬改定請求のあつた日前1月以内に作成された当事者の生存を証明することができる書類」に含まれません。</p>
40	年金給付	障害基礎年金請求書	同じ傷病による障害厚生年金と障害基礎年金を同時請求した場合の添付書類省略の可否について	国民年金法施行規則第31条、第85条	<p>初診が古く「受診状況等証明書」を取得できないことから、お客様としては初診時の加入制度を特定することができないために、障害厚生年金(様式第104号)と障害基礎年金(様式第107号)を1セットの添付書類で同時に提出された方について、まずは添付書類の原本を添えて本部進達し、障害厚生年金の審査を進めた結果20歳前の初診との判断により障害厚生年金の不支給が決定されました。</p> <p>次に、障害厚生年金不支給後に障害基礎年金の審査・決定を進めるにあたり、診断書等添付書類の原本が手元に無い場合に原本証明されたコピーでの取扱の可否について疑義が生じております。</p>	<p>厚生年金期間中の傷病としての障害基礎・厚生年金の請求書と20歳前の傷病としての障害基礎年金の請求書が同時に提出されたものであり、国民年金法施行規則第85条第5項により、同時に二以上の請求書が提出された場合において、一方の請求書の添付書類によって、他の請求書の添付書類に確する事項を明らかにすることができるものとして、他の請求書の当該事項に係る添付書類は省略することができると考えます。</p> <p>したがって、事情を鑑み原本の所在を表示した上で原本証明されたコピーを添付書類として審査・決定を行って差し支えありません。</p>

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程 等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
41	年金給付	老齢給付年金請求書 (老齢厚生)	配偶者の所得確認について	-	<p>障害厚生年金(2級で配偶者加給金が加算されている)の受給権者が老齢厚生年金を請求する際の配偶者の所得確認書類について、当事務所としては障害厚生年金の加給対象者であることをもって所得証明書を不要として受け付けましたが、県事務センター分室より加給対象者ということで所得証明書を不要とするのは老齢年金の加給対象者である場合に限られるとして所得証明書の提出を求められたところです。</p> <p>マニュアルによると「公的年金加給年金額対象者であるとき」には対象者の所得証明については不要であるとの記載がありますが、障害厚生年金の加給対象者であることをもって所得証明は不要との取扱いをしてもよろしいかお伺いします。</p> <p>また、「公的年金の加給年金額対象者」には共済年金の加給対象者である場合も含まれるかもあわせてお伺いします。</p>	<p>生計維持認定対象者に係る収入に関する認定にあたっては、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(昭和61年4月30日庁保険発第29号)により、収入に関する認定関係において添付を求める書類は、前年もしくは前々年の源泉徴収票もしくは課税証明書又は認定対象者が別表2左欄に掲げる者である場合にあっては同表右欄に掲げる書類となっている。</p> <p>別表2の認定対象者の状況が公的年金の加給年金額対象者又は加算額対象者の場合は提示書類が年金証書及び裁定通知書となっており老齢年金の加給対象者に限定しているとは読めず、また、公的年金には当然共済年金が含まれると考えられる。</p>
42	年金給付	障害基礎年金請求書	障害基礎年金(3級停止中)の受給権者が新たに別の20歳前障害の事後重症によって1級に該当した場合の取扱いについて	国民年金法第30条の4、第31条、第34条、第36条の3	<p>○前発・・・障害基礎年金(5350)3級相当にて現在停止中。 ○後発・・・20歳前障害の事後重症にて単独で1級該当。</p> <p>国民年金法第31条(併給の調整)第1項では、「・・・前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。」とあり、第2項では「・・・併合した障害の程度による障害基礎年金の受給権を取得したときは、従前の障害基礎年金の受給権は、失権する。」となっています。</p> <p>また、国民年金法第34条(障害の程度が変わった場合の年金額の改定)にて改定について規定されていますが、第4項の「その他障害」には本案件は当てはまらないため改定処理とはなりません。</p> <p>国民年金法では障害基礎年金同士の選択についても規定されていないため、前発と後発での選択もあり得ません。</p> <p>過去の資料等を確認すると、3級(併合判定参考表5号)と2級との併合によって1級になる事例、3級(併合認定参考表6号～10号)と2級との併合によっても2級としかならない事例は記載されているものの、3級と1級との併合については記載されておらず併合そのものが可能なか不明です。</p> <p>通常障害基礎同士の併合の場合、基本的には併合後の障害基礎年金の裁定及び前発障害の失権処理を行います。仮に今回の案件を併合認定して1級の障害基礎年金を新規裁定する際に所得制限がかからなかった場合、実質20歳前障害のみでの給付にもかかわらず不自然になってしまいます。</p> <p>この度の事例の対処方法についてご教示願います。</p>	<p>国民年金法第31条(併給の調整)に基づき前発と後発を併合し、国年施行令別表(障害の状態)による1級11号(身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの)による障害基礎年金として新規裁定し、前発である3級停止中の障害基礎年金失権処理を行う。</p> <p>なお、支給停止については国民年金法第36条の3(支給停止)において「国民年金法第30条の4の規定による障害年金は、(中略)その該当する期間、その支給を停止する。」と20歳前障害に限定されており、国民年金法第31条(併給の調整)によって決定された併合後の障害基礎年金は対象となっていないため、所得制限はかからず、国民年金法第30条の4にかかる受給権の支給停止の各条項の規定は適用されません。</p>

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程 等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
43	年金給付	脱退手当金請求書	脱退手当金の特例支給の要件について	厚生年金保険法附則(昭和40年)第17条	<p>S.29.5.1以前に資格喪失している2種被保険者で被保険者期間が2年以上ある者から脱退手当金の請求がありましたので、特例支給の対象とならないことの再確認のため照会します。また、旧法の適用についても、照会します。</p> <p>ケース1.T.11.8.5生資格取得S.19.10.01・資格喪失S.21.12.21・期間26月婚姻日S.18.10.25夫死亡日H.22.12.24</p> <p>ケース2.T.15.1.28生資格取得S.19.10.01・資格喪失S.24.03.03・期間53月婚姻日S.25.6.23夫死亡日H.16.9.15</p> <p>以上2件ですが、いずれも、S.29.5.1の旧厚生年金保険法施行以前に資格喪失しておりその後加入暦が無いため、旧厚生年金保険法の対象外であり、特例支給の対象とはならないとして宜しいでしょうか。</p> <p>(2件が適用される、旧々法について)</p> <p>ケース1は、S.21.12.21に資格喪失して婚姻が資格取得の前なので婚姻は理由とならず、この当時は分宛による資格喪失は給付対象外であるため不支給として宜しいでしょうか。</p> <p>また、その他厚生労働大臣の定める場合に資格喪失したときとありますが、厚生労働大臣の定める場合についてご教示ください。(昭和19年10月1日改正)</p> <p>ケース2は、S.24.3.3に資格喪失しており、婚姻日がS.25.6.23であるので、婚姻または分宛が理由であるとみとめられれば当時の法律の額で脱退手当金の支給が可能であるとして宜しいでしょうか。(昭和23年8月1日改正)</p>	<p>ケース1、2については、社会通念上、婚姻・分宛によるものと認められる資格喪失であり、実際にその事実(婚姻・分宛)があれば、反証がない限り、婚姻又は分宛のため資格喪失したのものとして手続きいただくこととなります。</p> <p>また、厚生労働大臣の定める場合は以下のとおりです。【厚生年金保険法施行令第22条ノ2第4号ノ規定ニ依ル場合指定】厚生年金保険法施行令第22条ノ2第4号ニ規定スル場合左ノ通定メ昭和19年10月1日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>①被保険者が徴用ノ解除ト為タルニ因リ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ</p> <p>②国民動員実施計画ニ基キ集団移入セラレタル半島人労働者タル被保険者が契約期間ノ満了ニ因リ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ</p> <p>③政府ガ厚生年金保険法ノ適用アル事業ノ事業所ノ全部又ハ一部ヲ買収シタル為被保険者ガ厚生年金保険法施行令第9条第2号ニ規定スル共済組合ノ組合員ト為リタルニ因リ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ</p> <p>④女子勤労挺身隊員タル被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ</p> <p>⑤教派、宗派及教団ノ教師僧侶ニシテ勤労動員セラレタル被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ</p> <p>⑥被保険者ガ志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル場合ニ於テ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ</p> <p>⑦戦争終結ニ依ル事業所ノ廃止、休止又ハ縮小ニ因リ被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ</p> <p>⑧鉱夫就業規則ノ改正並ニ鉱夫就業扶助規則特例廃止ニ伴フ年少者及婦女子ノ坑内就業並ニ深夜業禁止ニ因リ被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ</p> <p>⑨軍需補償打切ニ因ル事業所ノ廃止、休止又ハ縮小ニ依リ被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ</p>
44	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢厚生)	外国籍の人が年金請求する際の加給対象者の生計維持関係確認に要する添付書類について	-	<p>戸籍・住民票のない外国籍の厚生年金長期被保険者が、帰国後に年金請求する際に、加給対象配偶者(外国籍)との生計維持関係を認定する場合、IRSForm6166はアメリカにおいて居住証明として利用されており、そこに連名で記載されていることは同居を意味し、また社会保障番号で管理されている中でTIN、Spouse's TINと記載されている場合は婚姻関係にあることを示している。</p> <p>本人の申し立てや第三者証明よりも確実な確認書類と考えるが、婚姻及び同居の確認として使用して差し支えないかご教示願いたい。</p>	<p>婚姻の確認については、日本国籍の者である場合、戸籍により確認することとなりますが、日本国外に住所がある外国籍の者であるため、戸籍に代わる書類(居住国の公的機関が発行した証明書で、「氏名」「生年月日」「性別」「居住地」が明記されているもの)により確認することとなります。ただし、婚姻の確認のため配偶者の「氏名」「生年月日」「性別」「居住地」や請求者と配偶者の「婚姻日」も明記されている必要があります。</p> <p>同居の確認については、上記の戸籍に代わる書類で問題ありませんが、「居住開始日」も明記されている必要があります。請求者と配偶者の居住地が相違していることにより確認できない場合は、第三者証明が必要となります。</p> <p>本件の居住証明書(Form6166)については、米国内国歳入庁(IRS:InternalRevenueService)が発行しているため、居住国の公的機関が発行した証明書には該当しますが、請求者及び配偶者の「氏名」「生年月日」「性別」「居住地」「婚姻日」「居住開始日」が明記されているものではないため、居住証明書のみでは生計維持関係の認定を行う時点の婚姻及び同居の確認書類としては使用できません。</p>

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
45	年金給付	遺族給付年金請求書(遺族厚生・遺族基礎)	遺族厚生年金の所得要件について	昭和61年4月30日庁保険発第29号平成23年3月23日年発0323第1号	<p>遺族厚生年金の生計維持認定対象者にかかる収入に関する認定にあたっては、</p> <p>ア. 前年の収入が年額850万円未満であることイ. 前年の所得が年額655.5万円未満であること</p> <p>のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有する者以外の者に該当するものとする、とあります(昭和61年4月30日庁保険発第29号)。下記の事例は、前年の所得が655.5万円未満であるといえるでしょうか。</p> <p>相談者は、夫(昭和8年12月19日生、平成18年2月28日死亡、老齢厚生年金受給者)の死亡当時遺族厚生年金の請求について問い合わせたところ、「平成18年度(平成17年中所得)市民税・都民税課税証明書」の合計所得金額欄が¥6,587,348であるので遺族厚生年金は受けられないとの説明を受けた。相談者には不動産賃貸料の収入があり、税務署に対していわゆる青色申告により所得申告を行っていた。税務署の受付印が押された「平成17年分所得税青色申告決算書(不動産所得用)」によると、賃貸料等の収入金額から必要経費を差し引いた金額が¥6,687,348と記載されており、そこからさらに青色申告特別控除10万円を差し引いた¥6,587,348が所得金額として税務署に申告がされている。この金額は、「平成18年度(平成17年中所得)市民税・都民税課税証明書」の合計所得金額欄と一致する。ところが青色申告特別控除は、「不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則、一般的には複式簿記により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに確定申告書に添付して確定申告期限内に提出している場合には、原則としてこれらの所得を通じて最高65万円を控除する」とこととされている。「平成17年分所得税青色申告決算書(不動産所得用)」の裏面には、減価償却費の計算の表および貸借対照表が記載されており、相談者が税理士に相談したところ「65万円の青色申告特別控除額が適用される」と指摘されたとのこと。ところが税務署に対する申告の修正は一年以内になければならず、相談者は申告の訂正をすることができなかった。相談者として、青色申告特別控除額を65万円と申告書に記載し申告していれば、課税証明書の所得金額は655.5万円を下回り、遺族厚生年金を受けることができたのではないかと。税務署に対する修正申告は今からはできないものの、申告書の内容から青色申告特別控除額が正しくは65万円であると認められれば夫の死亡当時の所得金額が655.5万円未満となり、今からでも遺族厚生年金の請求はできるのではないかと、とのこと。</p>	<p>「生計維持関係の認定基準及び認定の取扱いについて」(昭和61年4月30日庁保険発第29号)には、収入要件を確認する書類として「前年もしくは前々年の源泉徴収票、課税証明書、確定申告書等収入額及び所得額を確認することができる書類」と規定されています。照会の事例は、課税証明書及び青色申告決算書いずれも所得が655.5万円以上であり、青色申告特別控除として65万円の控除が受けられたかどうかは機構で判断できないことから、税務署での修正ができない以上は、収入要件を満たしていないと判断せざるをえない。</p>
46	年金給付	特別障害給付金諸変更等の事務処理	特別障害給付金返納債権の時効について	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第16条	<p>以下の事例のように、特別障害給付金の受給資格者に公的年金等が遡って決定された場合、特別障害給付金における返納はどこまで遡るべきか。</p> <p>平成17年5月分より特別障害給付金を受給していた者に、平成17年3月受給権発生の老齢年金の決定が行われた。老齢年金は請求書受付日が平成22年10月のため、平成17年7月以前は時効消滅となり、実際の支給は平成17年8月分からとなる。</p> <p>特別障害給付金においては支給額の調整を行うため、支給調整事由該当届を老齢年金請求書と同日の平成22年10月に提出いただいた。</p> <p>この場合、老齢年金については平成17年8月分から遡って支給されるが、特別障害給付金は支給調整事由該当届を提出いただいた平成22年10月が時効の起算となるのか。</p>	<p>民法第166条第1項の規定によると「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する」とされています。特別障害給付金の支払については「月」を単位として支払期月を指定されていることから、各支払期月の翌月初日が時効の起算日となります。</p> <p>民法第166条第1項の規定により進行を開始した時効は、会計法第30条の規定により5年を経過した場合は、時効期間が満了します。</p> <p>また、5年の時効期間が満了しているか否かの判断については、返納金の納入告知書が受給者に到達した日(到達予定日)をもって返納金債権の時効中断事由に該当するため、納入告知書が受給者に到達した日(到達予定日)から遡及して5年以内に存在する各支払期月における返納金債権は時効消滅しません。</p> <p>よって、本件の場合は平成22年12月31日までに納入告知書が受給者に到達していれば、平成17年10月分からの返納となります。</p>

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
47	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢基礎)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条に基づく「保護者」及び民法の規定に基づく「成年後見人」による老齢基礎(厚生)年金の本来請求、繰上げ請求、繰下げ請求の取扱いについて	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条、民法第7条、第8条、第9条、第13条、第103条	国民年金の第1号又は第3号被保険者期間のみを有し、60歳時点で老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に係る照会です。 老齢基礎年金の本来請求時期は65歳ですが、本人が認知症のため、子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条に基づく「保護者」に選任されています。 この場合の、老齢基礎年金の繰上げ請求又は繰下げ請求の可否についてご教示願います。 また、民法の規定に基づく「成年後見人」が選任されている場合の取扱いについても併せてご教示願います。	「保護者」は、財産の管理については事実上の管理に限定されており、法律行為までは認められていません。したがって、本人を代理し裁定請求を行うことはできません。また、「後見人」については、民法第859条により財産管理権を認められているため、本来請求、繰上げ・繰下げ請求、ともに行うことができます。 なお、後見人制度の「保佐人」と「補助人」は、「成年後見人」より権限が限られているため、原則、上記「保護人」と同様の取扱いになると考えますが、家庭裁判所の許可がある場合には、「保佐人」や「補助人」であることが確認できる審判書及び顔写真付の身分証明書、家庭裁判所から許可されたことが分かる書類の確認により、被保佐人及び被補助人に係る本来請求、繰上げ請求、繰下げ請求を行えると考えます。(民法第876条の4、第876条の8)
48	年金給付	障害基礎年金裁定請求書	20歳前の障害基礎年金について	国民年金法第30条の4	下記事例の場合、障害基礎年金の受給権は発生するかどうか伺います。 ・障害基礎年金請求者の生年月日昭和28年1月15日(20歳到達昭和48年1月14日) ・障害基礎年金を請求する傷病の初診日昭和48年1月14日前(20歳前)(昭和43年3月から昭和48年1月14日までの間) ・厚生年金保険加入期間昭和43年3月から昭和48年4月までの61月間。(61月間は脱退手当金受給済み。昭和53年4月支給)	当事例の場合、旧厚生年金保険法第71条から当該脱退手当金の額の計算の基礎となった被保険者であった期間は、被保険者でなかったものとみなされるため、国民年金法第30条の4第2項により受給権が発生することになります。
49	年金給付	標準報酬改定請求書(合意分割)	標準報酬改定請求書提出時の印鑑登録証明書の有効期限について	-	標準報酬改定請求書を当事者双方の合意書により窓口で手続きする場合の当事者又は当事者の代理人を確認する書類としての印鑑登録証明書、代理人が持参する当事者の印鑑登録証明書の有効期限についてご教示ください。 婚姻関係を明らかにする書類、当事者の生存を確認する書類の有効期限については、過去の疑義照会により、「3戸籍の抄本等の取扱い」に準じ、提出日から6ヶ月以内に交付されたものを求めることとの回答が出されていますが、印鑑登録証明書についての有効期限については取扱いが示されていません。 平成17年12月16日付庁保険発第1216001号「年金受給権者の年金給付関係届書添付書類に関する事務の取扱いについて」の「3戸籍の抄本等の取扱いについて」に準じ、厚生年金保険法施行規則に記載のないものに該当し、請求日から6ヶ月以内に交付されたものとなるのか。また、離婚後も氏名が同一の場合、離婚前の交付日のものでもよいかご教示ください。	印鑑登録証明書の有効期限は、「6月以内」とします。また、離婚前に発行された印鑑登録証明書の有効性についても、以下のとおりです。 ○印鑑証明書そのものには有効期限は存在しないものの、年金分割にはより慎重な対応・処理を必要とする考えから、他の添付書類に準じた「6ヶ月以内」等の有効期限を設けることが妥当と考えます。 ○「印鑑証明書」は離婚等によって印鑑証明としての有効性を失うものでないことから、離婚後も同一の氏名であれば離婚成立前に発行されたものであっても、提出日から6ヶ月以内に交付されたものであれば、本人確認のための添付書類として有効と考えます。

疑義照会回答(平成23年7月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る諸規程 等の名称、条文番号)	質問(内容)	回答
51	年金給付	障害給付年金請求書(障害厚生)	障害厚生年金「加給年金額対象者不該当届」の生計維持関係認定日の解釈について	厚生年金保険法第44条第4、5項、第50条の2第3項、厚生年金保険法施行規則第46条	<p>受給権発生当時生計を同じくし、収入要件を満たしていた配偶者が後に高額の収入を得るようになった場合、「受給権者による生計維持の状態がやんだとき」から10日以内に加給年金額対象者不該当届(様式第205号)の提出をすることとなっていますが、障害認定日請求の遡及請求があった場合で、受給権の発生後に収入が850万円以上になっている場合は、いつから受給権者によって生計が維持されなくなった状態に該当するのか照会します。</p> <p>年金請求にかかる今回の具体的事例 裁定請求書受付平成22年10月18日障害厚生年金(認定日請求)初診日平成10年6月13日障害認定日平成11年12月13日 請求者の生年月日昭和25年9月16日 配偶者の生年月日昭和25年12月6日</p> <p>配偶者の収入状況 平成11年度所得(平成10年分収入)年収500万円位</p> <p>ただし請求者の収入要件申立書による平成18年度所得6,309,802円(平成17年分収入8,344,225円)、平成19年度所得6,834,822円(平成18年分収入8,927,580円)、平成20年度所得7,328,000円(平成19年分収入9,420,000円)、平成21年度所得8,135,000円(平成20年分収入10,300,000円)、平成22年度所得6,900,000円(平成21年分収入9,000,000円) 配偶者の所得の種類は給与所得、ただし、平成20年度と21年度には株式等配当所得50,000円を含む。なお、配偶者は厚生年金現存被保険者で、当面退職予定は無いとのこと。</p>	<p>当事例については、配偶者が給与所得者であることから、今後見込まれる収入が恒常的に増加した日を届出いただき、その正当性を所得証明書で確認をすることになります。</p>
52	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢基礎)	障害年金加算改善法における経過措置の振替加算について	平成22年改正法(障害年金加算改善法)に伴う政令第7条(経過措置による振替加算)	<p>経過措置の振替加算対象者の要件は、①65歳以上85歳未満(大正15年4月2日～昭和21年4月1日生まれ)である②配偶者の障害基礎・厚生年金受給権発生日の翌日から本人の65歳到達日の前日までに婚姻している③老齢基礎年金の受給権を有している④法施行日の前日(平成23年3月31日)から施行日(平成23年4月1日)まで引き続き障害基礎・厚生年金の受給権者である配偶者によって生計を維持していることです。</p> <p>次の事例のように、妻が65歳到達日の翌日以降法施行日の前々日(平成23年3月30日)までの間に同一の夫と離婚・再婚した場合でも、上記の要件を満たしているため、妻は経過措置の振替加算対象者となると解釈してよろしいかご教示願います。この場合、離婚時の事実婚の有無は問わないものと解釈してよろしいか併せてご教示願います。 夫・・・障害基礎・厚生年金(1350):昭和62年5月15日受給権発生妻・・・昭和7年3月14日生(79歳) 老齢基礎年金(1150):平成9年3月13日受給権発生(厚年16月)昭和63年婚姻(夫姓)→平成9年6月16日離婚→平成9年7月1日再婚(妻姓)～現在に至る(現在まで生計維持関係あり)</p>	<p>平成22年経過措置政令第7条第1項第2号の規定では、「当該老齢基礎年金受給権者の配偶者となった日が、当該障害厚生年金又は当該障害共済年金若しくは当該移行障害共済年金の権利を取得した日の翌日から当該老齢基礎年金受給権者が65歳に達した日の前日までの間にあること。」としています。</p> <p>このうち「配偶者となった日」については、同一人と複数回婚姻した場合の規定がないため、本件の場合、「配偶者となった日」は昭和63年中となり、平成22年経過措置政令第7条第1項第2号に該当することになります。</p> <p>よって、平成9年6月16日離婚から平成9年7月1日再婚までの間の事実婚の有無にかかわらず、平成22年経過措置政令第7条第1項に該当することになります。</p>